

議第45号

高山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

高山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月1日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年高山市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。